

2014年3月14日

「犯罪被害者に対する市区町村による支援の実態調査アンケート」 調査結果報告書

犯罪被害者団体ネットワーク
(ハートバンド)
代表 前田 敏章

1. 「市区町村における被害者支援」に関するアンケート調査について

(1) 調査の背景

今回アンケート調査を実施した犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）は、全国の犯罪被害者団体が、犯罪被害者の権利確立と被害者支援の充実を目的に、ゆるやかに連携するという共通認識のもとに結集し、2005年に設立されました。参加団体で実行委員会を構成し、年に一度都内で開催する全国大会を活動の中心としていますが、「犯罪被害者週間全国大会」と銘打たれた大会の中で、2011年以降、被害者全員の参加による「車座トーク」を行い、犯罪被害者を取り巻く様々な問題について話し合ってきました。その中で、出席者から市区町村における被害者支援窓口の設置や、生活支援の充実を求める声が多く寄せられるようになりました。

(2) 調査の目的

犯罪の被害にあった被害者や家族は、その日からたちまち日常の生活が成り立たなくなります。家事や仕事ができなくなったり、医療費が払えなかったり、予想もつかない様々な困難に直面することがあります。そんな時、被害者や家族が、一番身近な存在である市区町村からどんな支援を受けているのか、いないのか、また、被害者はどのような支援を求めているのかを、第三者ではなくて、被害者自らが明らかにすることが必要であるとの認識から、アンケート調査を行うこととしました。

(3) アンケート調査の概要

調査の対象者	犯罪の被害者・家族・遺族
調査期間	第1回 2013年10月20日から11月20日までの1か月間 第2回 2013年11月30日から12月30日までの1か月間
調査方法	メール又は郵送にて調査依頼 回収はメール、ファックス、郵送による

2. アンケート調査結果について

(1) 回答者の属性 (総数105名)

犯罪被害の種類

殺人	15名	傷害	2名	性暴力被害	5名	交通	81名	その他	2名
----	-----	----	----	-------	----	----	-----	-----	----

事件・事故に遭われた方の性別と年齢

男性	73名	女性	37名	合計	110名
----	-----	----	-----	----	------

※複数の家族が被害に遭った回答者もいるため、回答者数よりも多くなっている

年齢

0歳～9歳	10名
10代	28名
20代	24名
30代	13名
40代	5名
50代	4名
60代	10名
70代	3名
80歳以上	なし
無回答	8名

事件・事故に遭われた西暦年

1994年以前	5名
1995年～1999年	24名
2000年～2004年	31名
2005年～2010年	26名
2011年以降	16名
無回答	3名

事件・事故当時お住まいの都道府県

北海道	7名
東北地方 (秋田、宮城、青森、福島、山形)	8名
関東地方 (茨城、栃木、群馬、東京、神奈川、埼玉、千葉)	57名
中部地方 (静岡、愛知、三重、岐阜、石川)	12名
近畿地方 (滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山)	11名
中国地方 (広島)	2名
四国地方 (愛媛)	2名
九州・沖縄地方 (福岡、宮崎)	3名

(2) 調査票の質問と回答

I. 事件・事故の被害に対する市区町村の支援（情報提供を含む）について。

I-1 ご自分、あるいはご家族が事件や事故の被害に遭われた際、市区町村から何らかの支援（情報提供を含む）を受けましたか？

はい	11	いいえ	92	無回答	2
----	----	-----	----	-----	---

I-2 (1) 1-1の質問で「はい」と答えた方は、どのような支援（情報提供を含む）を受けたか、具体的にお書き下さい。

見舞金、法律相談、相談窓口を教えて貰った、情報提供のみ、賠償金に関する相談

(2) 受けた支援は役に立ちましたか？

はい	5	いいえ	4	どちらとも言えない	2
----	---	-----	---	-----------	---

I-3 1-1の質問で「いいえ」と答えた方は、支援（情報提供を含む）を得られなかった理由を選択してください。

① 利用できる支援があるとは思わなかった	59
② 支援はあったが利用できなかった	5
③ (自由記載) 考える余裕が無かった。何も分からなかった。意識不明で入院していたので。	

市区町村から何らかの支援を受けたと回答したのは11名であるが、役に立ったと答えたのは5名のみであり、その内容も、見舞金を貰った、法律相談をした、相談窓口を教えてくれた、など窓口の一般業務の範囲であった。例外としては、大きく報道された事件・事故の遺族の場合、直後の手続きをすべて個室で対応してくれるなどの対応もみられた。

II. 被害者に対する経済的な支援制度の利用等について。

II-1 お住まいの市区町村から見舞金は出ましたか？

はい	6	いいえ	97	無回答	2
----	---	-----	----	-----	---

「いいえ」と答えた方へ：見舞金の制度があれば利用しましたか？

はい	80	いいえ	9	無回答	8
----	----	-----	---	-----	---

II-2 お住まいの市区町村で被害者への貸付金の制度を利用しましたか？

はい	1	いいえ	99	無回答	5
----	---	-----	----	-----	---

「いいえ」と答えた方へ：貸付金の制度があれば利用しましたか？

はい	22	いいえ	68	無回答	9
----	----	-----	----	-----	---

Ⅲ. 被害にあった際の医療費の減免や国民年金の一時金支払いの制度についてお伺いします。

Ⅲ-1 お住まいの市区町村で医療費の減免や国民年金の一時金支払いの制度について何らかの説明がありましたか？

はい	6	いいえ	9 5	無回答	4
----	---	-----	-----	-----	---

Ⅲ-2

「はい」と答えた方へ：医療費の減免や国民年金の一時金支払いの制度を利用しましたか？

はい	3	いいえ	2	無回答	1
----	---	-----	---	-----	---

Ⅲ-3

「いいえ」と答えた方へ：説明があれば医療費の減免や国民年金の一時金支払いの制度を利用しましたか？

はい	5 7	いいえ	3 3	無回答	5
----	-----	-----	-----	-----	---

見舞金を受け取ったのは6名であるが、全員が埼玉県、千葉県、神奈川県（首都圏3県）の住民であった。見舞金については、約80パーセントの被害者が、制度があれば利用したと回答している。一方、貸付金については、制度があっても利用しないという回答者が、利用すると答えた回答者の3倍に上った。また、医療費の減免や国民年金の一時支払いの制度については説明があれば、利用するという答えが過半数であり、将来返済しなくてはならない貸付金を利用するのは抵抗があり、制度を利用して費用の軽減を希望する被害者が多いことが伺える。

Ⅳ. 被害者に対する生活支援について。（例：家事支援や育児支援他）

Ⅳ-1 事件や事故の被害にあった後、家事支援や育児支援他の生活支援が必要でしたか？

はい	4 9	いいえ	4 9	無回答	7
----	-----	-----	-----	-----	---

Ⅳ-2 市区町村に家事支援や育児支援他の生活支援について相談しましたか？

はい	6	いいえ	8 4	無回答	5
----	---	-----	-----	-----	---

「はい」と答えた方へ：適切な支援を受けられましたか？

はい	0	いいえ	5	無回答	1
----	---	-----	---	-----	---

「いいえ」と答えた方へ：その理由をお聞かせ下さい。

支援してもらえと思わなかった。相談できる状況ではなかった。相談する力、エネルギーが無かった。
--

生活支援を希望する、しないは同数であり、被害者が置かれている状況によって回答が大きく異なることが明らかである。被害者や遺族が一人暮らしであったり、幼い子ども、介護が必要な家族がいる場合や、被害者が生死の淵にいたり、被害者が重度障害を抱えたりした場合、生活支援は必須である。だが、こうした大変な状況に置かれている被害者・遺族ほど支援につながりにくい状況にあるのも事実で、目の前の状況にすら対応できず、他のことは考えられないため、支

援を求められない現状がある。

一方、家事、育児、介護に従事してくれる家族がいる場合は、特に生活支援の必要性を感じていない傾向がみられる。

V. 被害者に対する法律的な支援について。(例：弁護士への法律相談等)

V-1 事件や事故の被害にあった後、法律的な支援が必要でしたか？

はい	97	いいえ	7	無回答	1
----	----	-----	---	-----	---

V-2 市区町村に法律的な支援について相談しましたか？

はい	26	いいえ	76	無回答	3
----	----	-----	----	-----	---

「はい」と答えた方へ：適切な支援を受けられましたか？

はい	3	いいえ	20	無回答	3
----	---	-----	----	-----	---

「いいえ」と答えた方へ：その理由をお聞かせ下さい。

市の法律相談の担当弁護士は全く被害者の相談を受ける気が無い態度で、何も適切な回答が得られなかった。怒りを覚えたただけだった。一般的な法律相談では必要なアドバイスを受けられないので、自分で探した。事務的なことは言われたが放置状態だった。相談したが、全然ダメでした。日弁連の対応のひどさにびっくりしました。

市区町村の法律相談を利用した被害者は全体の約4分の1にあたるが、その大半が否定的な評価をしている。初めての法律相談で悪い印象を抱くと、その後の司法関係者との関わりに悪影響をもたらすことにもなりかねず、市区町村の法律相談のあり方を検討する必要性が感じられる。

他方、知人や友人等を介して自分で弁護士を見つけた場合等は不満が少ないことから、市区町村の役割としては、法律相談を行うだけでなく、適切な司法の専門家につなげる手段を用意することも求められるのではないかと考えられる。

VI. 被害者に対する心理・医療的な支援について。(例：カウンセリングや医療相談等)

VI-1 被害に遭われた後、ご本人やご家族は何らかの心理、医療的相談が必要でしたか？

はい	83	いいえ	18	無回答	4
----	----	-----	----	-----	---

VI-2 市区町村に心理・医療的な支援について相談しましたか？

はい	20	いいえ	73	無回答	12
----	----	-----	----	-----	----

「はい」と答えた方へ：適切な支援を受けられましたか？

はい	3	いいえ	13	無回答	4
----	---	-----	----	-----	---

「いいえ」と答えた方へ：その理由をお聞かせ下さい。

相談をする余裕も無かった。どこに相談すればよいのかも分からなかった。分かっ
てもらえると思わなかったから。自分で耐えるしかないと思っていたから。病院に行く
元気も考える力も無かった。医者などに行っても被害者遺族の気持ちはわかってもら
えなかった。相談できるという発想すらなかった。被害者の会に参加してそこで情報
等を得ることができたため。

心理・医療的な支援を求める被害者は全体の80パーセントに上っているが、どこに相談した
ら良いのかわからない被害者が大半であり、専門家でなくても、兎に角話を聞いてほしい、とい
う声もみられた。直後から親身になって相談に乗ってくれる存在が求められていると同時に、被
害者が住んでいる地域でどんな医療機関やサービスがあるのかを知らせる情報提供が欠かせない
と考えられる。

VII. その他

1. その当時、どんなサポートがあれば利用しましたか？いくつでもお書き下さい。
(市区町村では対応できないと思われる内容でも結構です)
2. その当時、一番困ったことをお書きください。(市区町村では対応できないと思われる内容で
も結構です)
3. 犯罪被害者に対する市区町村の役割や支援についてご自由にお書き下さい。

※その他 (VII-1、2、3) の自由記載については、記載内容を一部省略の上、以下1から7の支
援内容別に分類して記載しています。

VII. その他、に寄せられた意見

1. 経済的支援について
2. 刑事手続きや法律に関する支援
3. 心理・医療的支援
4. 生活支援
5. 行政等の手続
6. 相談・情報提供
7. そのほか